

●香川県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年2月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 志度小田津田線（136号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
さぬき市小田字浦1197番地先から さぬき市小田字浦1176番5地先まで	前	7.2～9.4	180	道路改修工事による自転車歩行者道の新設
	後	11.0～12.7	180	

- 4 供用開始の期日 平成19年2月2日